

和歌山工業高等専門学校構内駐車場利用規則

制 定 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校不動産管理取扱規則に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の構内に設置する駐車場及び駐輪場（以下、「駐車場等」という。）の使用に関する必要事項を定め、本校構内における交通の安全及び教育研究の場に相応しい環境を保持するため、駐車場等使用者及び不審車両等を把握し、駐車場等の適正な使用・管理等の規制を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則に置いて「車両」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する車両をいう。

(交付基準)

第3条 駐車場等使用許可通知書または駐車許可証（以下、「許可証等」という。）の交付基準とその対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 教職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）で、通勤のために車両を使用することを常例とするもの
- 二 構内で業務に従事することを許可されている者（以下「業務委託企業」という。）及びその従業員等で、通勤のために車両を使用することを常例とするもの
- 三 教育、研究、その他業務上の都合により、一時期通勤のために車両の使用を必要とする職員で、かつ、通勤手当が「交通機関」で認定されているもの
- 四 その他臨時に駐車を必要とする不動産管理役が認める者

(使用許可の申請)

第4条 本校の駐車場等を使用する者（外来者を除く。）は、駐車場等使用許可申請書（別紙様式第1号または別記様式第2号）により、あらかじめ不動産管理役に申請して許可を受けるものとする。

2 本校の学生が通学で使用する場合の取扱いについては、別に定める。

(許可証等の交付)

第5条 不動産管理役は、前条第1項の申請に基づき駐車場の使用を許可したときは、次の各号に掲げる利用者に応じ、それぞれ当該各号に定める許可証等を交付する。

- 一 通勤等で常時利用する本校教職員 駐車場等使用許可通知書（別紙様式第3号）
- 二 一定期間の工事又は継続的な取引等で頻繁に利用する者 駐車場等使用許可通知書（別紙様式第3号）及び駐車許可証（別紙様式第4号）

(許可証の掲示)

第6条 前条第二号により許可証の交付を受けた者は、次の各号により、所定の場所に当該許可証を掲示するものとする。

- 一 前条第二号の許可証 ダッシュボードの上に掲示（二輪車を除く）

(許可証等の貸与等の禁止等)

第7条 許可証等は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は記載事項の変更をしてはならない。また、不要となった許可証等は速やかに返還するものとする。

(許可証等の更新等)

第8条 許可証等の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定に準じ、速やかに許可証等の更新又は再交付を受けなければならない。

- 一 車両を更新(車両の登録番号に変更があった場合を含む。)した場合
- 二 許可証等を紛失し、又は汚損をした場合

(駐車場等の位置)

第9条 構内における駐車場等の位置は別に定める。

(遵守事項)

第10条 駐車場等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 構内道路では交通法規を守り安全運転に心がけるとともに、最徐行を行うこと
- 二 駐車場等における盗難及び事故等の防止に努め、指定された区画内に駐車すること
- 三 施設及び設備の保全に協力すること
- 四 学内行事等により駐車場等を学外者に開放する際は、駐車場移動の指示に従うこと
- 五 歩行者を優先し、その安全を図るとともに、騒音の防止に努めること。
- 六 駐車許可証を当該自動車フロント計器盤上の車外から見やすい位置に掲示すること

(定期巡視)

第11条 不動産管理役は、駐車場等の利用状況の確認のため定期的に巡視を行うものとする。

(許可証の返納)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可証を速やかに返納しなければならない。

- 一 駐車許可が取り消された場合
- 二 本校又は業務委託企業を退職する場合
- 三 通勤のために車両を使用することをやめる場合
- 四 使用する車両を変更する場合

(違反規制)

第13条 不動産管理役は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場等の使用者に対し、許可の取消し、その他必要な措置を講ずることができる。

- 一 許可申請に当たって虚偽の申告をした場合
- 二 許可証等を不正に使用した場合
- 三 その他駐車場等使用が不相当と認めた場合

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する車両については、第4条の規定は適用しない。

- 一 消防用自動車、救急用自動車その他の緊急車両
- 二 郵便物、電報、新聞、宅配便等の配達車両
- 三 不燃物及び可燃物の収集車両
- 四 タクシー、来賓及び学生の送迎車両、バス等の一時的に構内に乗り入れる車両
- 五 公用車
- 六 その他不動産管理役が特に必要と認めた車両

2 学内外の行事等による臨時の構内の交通規制については、第4条の規定を適用せず、当該行事等の担当部署が対応するものとする。

(事故等の責任)

第15条 本校は、駐車場等及び構内道路において発生した交通事故、車両の破損、盗難等については、その責任の一切を負わないものとする。

(事務)

第16条 この規則の実施に関する事務は、総務課において行う。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は不動産管理役が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に登録済の車両については、第3条に基づく申請があったものとみなし、第4条に規定する許可証等は、令和7年4月1日までに交付する。

